

淀川河川公園協議会（仮称）規約（案）

（設置）

第 1 条 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 条）第 17 条の 2 の規定に基づく公園協議会として、「淀川河川公園協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は、淀川河川公園基本計画の基本方針である「淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくり」を目指し、公園の整備や管理運営に関する審議・確認を行うことを目的とする。

（対象地区）

第 3 条 協議会で検討する対象地区は、淀川河川公園及びその予定区域とする。

（協議等）

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる協議等を行う。

- (1) 淀川河川公園基本計画の方針や内容、ゾーニング計画に基づき、公園整備計画案に関する審議
- (2) 既存の公園整備計画に基づく整備状況及び管理運営に関する確認

（委員の構成）

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公園管理者
- (3) 運営管理者（公園管理センター）
- (4) 関係府・指定都市
- (5) 関係市町

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 委員への委嘱は、原則満 65 歳までとし、満 75 歳以降には再任は行わないものとする。

（事務局）

第 7 条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局は、淀川河川事務所河川公園課に置く。
- 3 淀川河川事務所は、事務局の所掌事務を民間企業等に委託することができる。

(会長)

第 8 条 協議会には、会長 1 名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。なお、会長に事故があるときは、会長代理を委員の互選によって決定する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長の任期は 2 年とし、再任は連続 3 期を上限とする。

(アドバイザー)

第 9 条 協議会は、第 5 条に規定する委員の他に、整備や管理運営に関する助言を得るため、協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委員の合意を得てこれを選任する。
- 3 アドバイザーの任期は、最長 2 年までとする。

(部会)

第 10 条 協議会は、必要に応じて、公園の整備や管理運営について、協議を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が委員の合意を得てこれを設置する。
- 3 部会は、部会運営規定に基づき運営するものとする。

(退会及び解任)

第 11 条 退会しようとする者は、第 7 条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員、または、アドバイザーを解任することができる。

(会議)

第 12 条 協議会の会議は会長からの要請により招集する。

- 2 協議会の会議の議事は、事務局がこれに当たる。
- 3 協議会は、第 5 条第 1 項に定める委員のうち過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 5 会議は、必要に応じて、WEB 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用して開催することができる。

(合意)

第 13 条 協議会の会議の合意は、会議に出席した委員のうち過半数の賛成により成立するものとする。

(代理出席)

第14条 第5条第1項に定める委員が都合により協議会に出席できない場合、その委員は職務上の代理者を協議会に出席させ、委員の職務にあたらせることができる。

(公開)

第15条 協議会の会議は、原則として公開とする。

- 2 協議会の会議の開催は、日時場所等についてあらかじめ広く周知する。
- 3 第12条第5項に定めるWEB会議システムの方法による会議の公開は、インターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。
- 4 協議会の資料・議事要旨は、ホームページ等で広く公開する。

(会議録)

第16条 協議会の会議録については、次の事項を記載した議事録を以下の要領で作成する。

- (1) 発言内容は要旨とする。
- (2) 発言者は匿名とし、学識経験者、公園管理者、運営管理者、関係府・指定都市、関係市町、事務局に区分して記載する。

(事務局の所掌事務)

第17条 事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他、協議会が付託する事項

(規約改正)

第18条 この規約は、第5条第1項に定める委員の三分の二以上（委任状含む）の合意を得て、改正することができる。

(雑則)

第19条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会での協議により定めるものとする。

附則

本規約は、令和●年●月●日から施行する。

令和●年●月●日現在

淀川河川公園協議会（仮称） 委員名簿

●● ●●		学識経験者
○○ ○○	京都府 建設交通部 都市計画課長	関係府・指定都市
○○ ○○	大阪府 都市整備部 公園課長	関係府・指定都市
○○ ○○	大阪市 建設局 公園緑化部 調整課長	関係府・指定都市
○○ ○○	八幡市 建設産業部 道路河川課 課長	関係市町
○○ ○○	大山崎町 総務部 企画財政課 課長	関係市町
○○ ○○	島本町 都市創造部 都市整備課 課長	関係市町
○○ ○○	高槻市 都市創造部 部長代理兼公園課長	関係市町
○○ ○○	摂津市 建設部 水みどり課 課長	関係市町
○○ ○○	枚方市 土木部 公園みどり課 課長	関係市町
○○ ○○	寝屋川市 都市基盤整備部 公園みどり課 課長	関係市町
○○ ○○	守口市 都市整備部 道路公園課 課長	関係市町
○○ ○○	淀川河川公園管理センター長	運営管理者
○○ ○○	近畿地方整備局 建政部 公園調整官	公園管理者
○○ ○○	近畿地方整備局 淀川河川事務所長	公園管理者

【事務局】

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課